

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

第五地方給水計画のための贈与に関する日本国政府とカメルーン共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (同三一六)	〇認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件(国税庁三二一)	〇都市再開発法の規定により事業計画の変更を認可した件 (国土交通一〇三七)	〇砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件 (同二〇三八)	〇砂防法第二条の土地を指定する件 (同二〇三九、一〇四〇)	〇砂防法第二条の土地の指定を解除する件(同二〇四一)	〇廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第六條の十三の規定に基づき、広域の処理に係る特例の対象となる一般廃棄物の一部を改正する件 (環境二三四)	〔国会事項〕	〔人事異動〕	内閣 法務省 外務省 〔皇室事項〕	〔官庁報告〕	官庁事項	農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について(農林水産省)
---	-------------------------------------	--	---	----------------------------------	----------------------------	--	--------	--------	----------------------	--------	------	---

労働	最低賃金の改正決定に関する公示 (佐賀労働局最低賃金公示一)	〔資料〕	閣議決定等事項 日本と世界の天候(平成二十四年八月) (速報)(気象庁)	〔公 告〕	諸事項	官庁	第三者所有物の没収、司法書士法人懲戒処分、司法書士懲戒処分、金融商品取引業者営業保証金取戻し、登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止、建設業の許可の取消処分関係	裁判所	相続、失踪、破産、免責、再生関係	特殊法人等	平成二十三年度共済組合の決算(農林水産省・林野庁) 関係	地方公共団体	教育職員免許状失効関係	会社その他
----	-----------------------------------	------	--	-------	-----	----	---	-----	------------------	-------	------------------------------	--------	-------------	-------

本号で公布された
法令のあらまし

〇毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(政令第二四五号)(厚生労働省)

1 次に掲げる物を毒物に指定することとした。
(第一條関係)

(一) オルトケイ酸テトラメチル及びこれを含有する製剤

(二) 二・三・ジシアノー・四・ジシアントラキノ(別名ジチアノン)及びこれを含有する製剤(二・三・ジシアノー・四・ジチアアントラキノ五〇パーセント以下を含有するものを除く。)

(三) 一・一・ジメチルヒドラジン及びこれを含有する製剤

(四) トリブチルアミン及びこれを含有する製剤

(五) ヘキサキス(β・β)ジメチルフェネチルジスタノキサン(別名酸化フェンブタスマ)及びこれを含有する製剤

2 次に掲げる物を劇物に指定することとした。
(第二條第一項関係)

(一) 二・四・ジクロロ一・ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

(二) 三・ジシアノー・四・ジチアアントラキノ(別名ジチアノン)五〇パーセント以下を含有する製剤

(三) 二・三・ジプロモプロパン一・オール及びこれを含有する製剤

(四) メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤

(五) ニ・メチリデンブタン二酸(別名メチレンコハク酸)及びこれを含有する製剤

3 この政令は、平成二十四年一〇月一日から施行することとした。

政 令

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成 二十四 年 九 月 二 十 一 日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第二百四十五号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二十三条の八並びに別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 オルトケイ酸テトラメチル及びこれを含有する製剤

第一条第十号の次に次の一号を加える。

十の四 二・三・ジシアノー・四・ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤。ただし、二・三・ジシアノー・四・ジチアアントラキノン五〇％以下を含有するものを除く。

第一条第十六号の三を第十六号の四とし、第十六号の二を第十六号の三とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 一・一・ジメチルヒドラジン及びこれを含有する製剤

第一条中第十九号の四を第十九号の五とし、第十九号の三の次に次の一号を加える。

十九の四 トリブチルアミン及びこれを含有する製剤

第一条第二十四号の五の次に次の一号を加える。

二十四の六 ヘキサキス（β・β・ジメチルフェネチル）ジスタンノキサソ（別名酸化フェンパタス）及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中（89）を（90）とし、（91）から（170）までを（90）から（169）までとし、同項中第四十一号の三を第四十一号の四とし、第四十一号の二の次に次の一号を加える。

四十一の三 二・四・ジクロロ一ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第五十号の六を第五十号の七とし、第五十号の二から第五十号の五までを一号ずつ繰り下げ、第五十号の次に次の一号を加える。

五十の二 二・三・ジプロプロロパン一オール及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第五十五号の三を削り、第五十五号の四を第五十五号の三とし、第五十五号の五を第五十五号の四とし、第九十八号の八を第九十八号の十とし、第九十八号の五から第九十八号の七までを一号ずつ繰り下げ、第九十八号の四を第九十八号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

九十八の六 二・メチリデンブタン二酸（別名メチレンコハク酸）及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第九十八号の三を第九十八号の四とし、第九十八号の二の次に次の一号を加える。

九十八の三 メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤

附 則

（施行期日）
1 この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令（以下「新令」という。）第一条第五号の二、第十号の四、第十九号の四及び第二十四号の六並びに第二条第一項第三十二号、第四十一号の三、第五十号の二、第九十八号の三及び第九十八号の六に掲げる物（同項第三十二号に掲げる物にあつては、この政令による改正前の毒物及び劇物指定令（以下「旧令」という。）第二条第一項第三十二号（89）に掲げる物（新令第一条第十号の四に掲げる物に該当するものを除く。）に該当するものに限る。）の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十四年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年十二月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）次項において同じ。及び第二項の規定は、適用しない。

4 新令第一条第十六号の二に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による劇物の表示がなされているものについては、平成二十四年十二月三十一日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。

5 この政令の施行前にした旧令第二条第一項第五十五号の三に掲げる物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 小宮山洋子
内閣総理大臣 野田 佳彦

省 令

○法務省令第二十四号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項、不動産登記法平成十六年法律第百二十三号）第七條（他の法令の規定において準用する場合を含む。）並びに商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十一日

法務大臣 滝 実

第一条 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表福島地方法務局の都郡支局の款同支局の項中 「郡山市」を「須賀川市」に改め、同部白

河支局の款同支局の項中 「東白川郡」を「石川郡の内」に改め、同款須賀川出張所の項を削る。

別表さいたま地方法務局の部久喜支局の款同支局の項中 「南埼玉郡の内」を「白岡市」に改める。

別表さいたま地方法務局の部久喜支局の款同支局の項中 「南埼玉郡の内」を「白岡市」に改める。

第二条 登記事務委任規則(昭和二十四年法務府令第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3 横浜地方法務局厚木支局管内神奈川県秦野市に属する地域内の登記事務(商業登記の事務を除く)は、横浜地方法務局西湘二宮支局で取り扱われる。

第七条第四項を削り、同条第五項中「御前崎市御前崎、白羽及び港、牧之原市並びに」を「牧之原市及び」に改め、同項を同条第四項とする。

第三十六条中、「富岡出張所及び須賀川出張所」を「及び富岡出張所」に改める。

附則

この省令は、平成二十四年十月九日から施行する。ただし、第一条中別表をいたま地方法務局の部の改正規定は、同日一日から施行する。

○厚生労働省令第三百三十一号

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三三三号)第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十一日

厚生労働大臣 小宮山洋子

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令
毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一毒物の項第九号及び第十号を次のように改める。

九・二・三 シシアノー・四・シチアアントラキノン(別名シチアノン)及びこれを含有する製剤。ただし、二・三・シシアノー・四・シチアアントラキノン五〇%以下を含有するものを除く。

十 削除

別表第一毒物の項第二十号及び第二十号の二を次のように改める。

二十(ヘキサキス)β・β・ジメチルフェネチル)ジスタンノキサン(別名酸化フェンブタス)及びこれを含有する製剤

二十の二(ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾオキサチエピンオキサイド)及びこれを含有する製剤

別表第一劇物の項第十一号の九中(79)を削り、(80)を(79)とし、(81)から(146)までを(80)から(145)までとする。

別表第一劇物の項第五十二号から第五十八号の三までを次のように改める。

五十二 二・メチレンジアンタン二酸(別名メチレンコハク酸)及びこれを含有する製剤

五十三から五十八の三まで 削除

別表第一劇物の項第六十一号を次のように改める。

六十一 沃化メチル及びこれを含有する製剤

附則

この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

○環境省令第二十八号

原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)の施行に伴い、環境省定員規則を次のように定める。

平成二十四年九月二十一日

環境大臣 細野 豪志

環境省定員規則
(本省及び原子力規制委員会の定員)

第一条 環境省の本省及び原子力規制委員会の定員は、次の表のとおりとする。

区 分	定 員	備 考
本 省	一、五三七七人	うち、一人は、特別職の職員(定員)とする。
原子力規制委員会	四七三人	事務局の職員(定員)とする。
合 計	二、〇一〇人	

(本省及び原子力規制委員会の各内部部局、施設等機関及び地方支分部局別の定員)

第一条 本省及び原子力規制委員会の各内部部局、施設等機関及び地方支分部局別の定員は、前条に定める本省または原子力規制委員会の定員の範囲内において、環境大臣が別に定める。

附則

この省令は、原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)の施行の日(平成二十四年九月十九日)から施行する。

告 示

○法務省告示第三百九十五号

不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第九十九条第五項第二号(これらの規定を同規則及び他の省令において準用する場合を含む)並びに同規則第二百三十八条第五項第二号、抵当証券法施行規則(昭和六年司法省令第二十二号)第二十二条第一項第二号、鑑書賠償登録規則(昭和三十年法務省令第四十七号)第一条第五項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則(平成十七年法務省令第二十七号)第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則(平成十七年法務省令第二十九号)第二十六条第五項第一号並びに建設機械登記規則(平成十七年法務省令第三十号)第三十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十四年九月二十一日

法務大臣 滝 実

登記所
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等(平成二十一年法務省令第四十七号)の規定によりその商業登記の事務(横浜地方法務局厚木支局の管轄に属する事務)に限るが、横浜地方法務局管内において取り扱われることとなった当該当該法人の申請又は請求があった場合の福島地方法務局郡山支局及び白河支局

この告示は、平成二十四年九月二十一日から施行する。

○法務省告示第三百九十六号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十四年九月二十一日

法務大臣 滝 実

住所 愛知県名古屋市中区名東区(一)つじが丘401番地 本郷治 昭和49年7月12日生

住所 山梨県笛吹市一宮町井原591番地 5 本久美子 昭和51年2月27日生

住所 山梨県山梨市南1211番地 2 本秀治 昭和53年6月6日生

住所 福井県坂井市丸岡町新九頭竜2丁目34番地 1 口勝好 昭和19年1月19日生

住所 本照子 昭和23年1月8日生

住所 福岡市博多区千代3丁目45番1-418号 次幸恵 昭和33年2月7日生

住所 岩手県北上市藤沢17地割289番地 本美生 平成2年5月31日生

住所 横浜市金沢区大浦東2丁目10番7号 金永健 昭和44年11月30日生

住所 広島市安佐南区瀬井7丁目19番30-301号 藤野二 昭和43年1月15日生

住所 広島市南区向洋本町25番11-401号 李賢映 昭和60年2月4日生

住所 広島市東区牛田早稲田4丁目5番31-903 号 金孝司 昭和49年2月26日生

住所 広島市中区市入南5丁目5番23-408号 下治衣 昭和49年9月30日生

平成二十四年十月九日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等(平成二十一年法務省令第四十七号)の規定によりその商業登記の事務(福島地方法務局須賀川出張